

措置命令事件一覧

【平成24年度】

(※H24.8.31現在)

No	事件名	事件概要	違反法条
1	有限会社エム・ワイ産業に対する件 (24.4.19)	有限会社エム・ワイ産業は、同社が運営する竜ヶ崎給油所において、遅くとも平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に「ハイオク」と表示して販売していた自動車ガソリンの大部分はレギュラーガソリンであった。	第4条 第1項 第1号
2	松村株式会社に対する件 (24.4.27)	松村株式会社は、同社が一般消費者に供給する振袖に袋帯、長襦袢等を組み合わせたセット商品(以下「本件商品」という。)について、 ① 平成22年10月発行の「Kimono Walker Vol. 6」と称する冊子及び同年12月発行の「S Cawaii! 特別編集 HAPPY♥きものcollection」と称する冊子(以下「S Cawaii! 特別編集」という。)において、例えば、「振袖 No. 4901」と称する本件商品について、「標準小売セット価格¥780,000をコーディネート価格¥498,000(税込)」と記載するなど、Kimono Walker Vol. 6においては本件商品30点、S Cawaii! 特別編集においては対象商品27点について、「コーディネート価格」と称する販売価格に、当該販売価格を上回る価額の「標準小売セット価格」と称する比較対照価格を併記していたが、 ② 平成23年7月発行の「Ray×S Cawaii! 特別編集 きものGirls BOOK」と称する冊子(以下「Ray×S Cawaii! 特別編集」という。)及び同年8月発行の「Kimono Walker Vol. 7」と称する冊子において、例えば、「振袖 S4304」と称する本件商品について、「一般小売店価格¥430,000を特約店セット価格¥348,000(税抜¥331,429)」と記載するなど、Ray×S Cawaii! 特別編集においては本件商品36点、Kimono Walker Vol. 7においては本件商品30点について、「特約店セット価格」と称する販売価格に、当該販売価格を上回る価額の「一般小売店価格」と称する比較対照価格を併記していたが、 実際には、当該比較対照価格は、同社が任意に設定した架空の価格であった。	第4条 第1項 第2号
3	お茶の水女子アカデミーこと浜田敏彦に対する件 (24.5.10)	お茶の水女子アカデミーこと浜田敏彦は、入学試験受験対策用に開設した講座(以下「本件講座」という。)の受講生の募集に当たり、 ① 平成23年10月頃から平成24年2月26日までの間に配布したパンフレットにおいて、「平成22, 23年度 お茶の水女子アカデミー合格者」と記載した上でア 看護大学、看護短大及び看護専門学校(以下「看護大学等」という。)の入学試験に合格した者として、延べ267名の受講生の氏名を表示していたが、実際には、本件講座の受講生であって看護大学等の入学試験に合格した者は、平成21年度の受講生(平成22年度の合格者)が延べ48名であり、平成22年度の受講生(平成23年度の合格者)が延べ49名であった。 イ 理学療法及び作業療法等の医療系技術を専攻とする大学、短大及び専門学校(以下「医療系大学等」という。)の入学試験に合格した者として、延べ38名の受講生の氏名を表示していたが、実際には、本件講座の受講生であって医療系大学等の入学試験に合格した者は、平成21年度の受講生(平成22年度の合格者)及び平成22年度の受講生(平成23年度の合格者)のいずれにおいても皆無であった。 ② 平成21年10月頃から平成24年2月14日までの間、ウェブサイトにおいて、「看護医療系全国一の合格率(前年度合格率)大学91%(浪人生95%)短大92%専門学校97%」と記載し、当該期間に同じ数値を表示し続けていたが、実際には、表示されていた数値は、実際の看護大学等の入学試験を受験した本件講座の受講生に占める合格者の割合(以下「合格者割合」という。)ではなく、合格者割合が高くなるように任意に設定した架空の数値であり、実際には、平成21年度以降の合格者割合は、当該数値を下回るものであった。	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成24年度】

(※H24.8.31現在)

No	事件名	事件概要	違反 法条
4	ニフティ株式会社 に対する件 (24.6.7)	ニフティ株式会社は、「@nifty WiMAX」と称するモバイルデータ通信サービスを一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、 ① 自社及び他社が提供する「Flat年間パスポート」と称するWiMAXサービスのプラン（以下「Flat年間パスポートプラン」という。）の料金等を記載した一覧表を掲載し、当該一覧表において、株式会社ヤマダ電機が提供するFlat年間パスポートプランには電子メールサービスが付属していない旨を表示していたが、実際には、株式会社ヤマダ電機は、Flat 年間パスポートプランの無料オプションサービスとして電子メールサービスを提供していた。 ② 「ノートPCにもスマートフォンにもこのアイテム1つでネットに繋げる」、「光ファイバーやADSLの代わりに・・・」と記載の上、「『@nifty WiMAX Flat 年間パスポート』なら、月額3,591円」と表示し、また、「自宅と外出用の回線を『@nifty WiMAX(ワイマックス)』だけにするととても節約できる上に、タブレットが3G回線よりもはるかに高速になります。」、「タブレットも自宅も“まとめて”WiMAX回線」と記載の上、「@nifty WiMAX(3,591円)のみ/月」、「@nifty WiMAX(ワイマックス)Flat 年間パスポート3,591円」と表示していたが、実際には、ニフティが提供する光ファイバー回線又は電話回線を利用したインターネット接続サービスと併用してFlat 年間パスポートプランを利用した場合の月額費用が3,591円であり、Flat 年間パスポートプランのみを利用した場合の月額費用は、3,853.5円であった。 ③ Flat 年間パスポートプラン及びStep プランの登録手数料について、「2,835円→キャンペーンにより0円」と表示していたが、それぞれのプランを登録手数料2,835円が必要なものとして提供したことはほとんどなかった。	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号
5	株式会社ア ガスタほか 11社 対 する件 (24.6.14)	株式会社アガスタ、株式会社エコリカ、株式会社エディオン、株式会社オーム電機、株式会社グリーンハウス、恵安株式会社、株式会社光波、コーナン商事株式会社、スリー・アールシステム株式会社、セントレドM. E. 株式会社、株式会社タキオン、リーダーメディアテクノ株式会社の12社は、一般消費者に供給するLED電球について、商品パッケージ等において、「白熱電球60W形相当の明るさ」と表示していたが、実際には、用途によっては比較対照とした一般照明用白熱電球と同等の明るさを得ることができないものであった。	第4条 第1項 第1号
6	株式会社ク リスタルジャ ボン及び株 式会社コ アクエスト (24.6.28)	株式会社クリスタルジャボン（以下「クリスタルジャボン」という。）及び株式会社コアクエスト（以下「コアクエスト」という。）は、「アゲハダラインゼロ」と称する化粧品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に供給するに当たり、クリスタルジャボンが運営するウェブサイトにおいて、「深く刻まれたシワは、継続使用による形状記憶によって、また正常なターンオーバーが行われることによって徐々に薄くなっていきます」等と記載し、本件商品を継続使用することにより著しい抗シワ効果が得られると認識される表示をしていたが、消費者庁が両社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、両社から提出された資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。 なお、クリスタルジャボン及びコアクエストは、本件商品の表示について、コアクエストからの提案により両社で協議を行うなど、共同して表示内容を決定している。	第4条 第1項 第1号 （第4 条第2 項 適用）

措置命令事件一覧

【平成24年度】

(※H24.8.31現在)

No	事件名	事件概要	違反法条
7	株式会社コジマ身長伸ばしセンターに対する件(24.7.10)	<p>株式会社コジマ身長伸ばしセンターは、遅くとも平成20年3月頃以降、自社ウェブサイトにおいて、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「身長伸ばし」と称する役務について、「コジマの身長伸ばし」、「一人ひとりのお身体の状態に合わせた効果的な身長伸ばしを実現します。」、「【鑑定資料1の1-1及び1-2では、下腿骨の長さの相違が確認できる】」等と記載し、当該役務を受けることで骨を伸ばすことにより永続的な身長延長効果が得られると認識される表示</p> <p>②「美顔矯正術」と称する役務について、「小顔総合センター」、「銀座コジマオリジナルの高度な施術なので、元に戻る心配もありません。」、「顔幅を狭くする高度な技」、「【鑑定資料6の6-1及び6-2では、頭蓋骨の大きさの相違が確認できる】」等と記載し、当該役務を受けることで骨のずれや歪みを矯正することにより顔の大きさを永続的に小さく維持できると認識される表示</p> <p>①及び②について、消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条第1項第1号(第4条第2項適用)
8	サニーヘルス株式会社に対する件(24.7.19)	<p>サニーヘルス株式会社は、「シュ・シュレ フィフローリペア90」と称する化粧品(以下「本件商品」という。)を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成23年7月20日から平成24年2月7日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「速攻 シワが90秒でみるみる…！ 感 激の速効性の秘密は?」、「塗って90秒で角質層に浸透した酸素がくぼみを押し上げ、シワを目立たなくします。」、「液体ガス(酸素)を含んだフィフローが角質層に浸透」、「フィフローの酸素が気体に変化し、集まり合っ てふくらむ」及び「酸素の力でふっくらさせる」と記載するとともに、「フィフローのバルーン発想でふっくら“ふうせん肌”」と題する図を掲載し、本件商品を使用することにより、肌の内部に浸透した液体ガスが気体となり、肌の内部からシワを押し上げるというメカニズムによって直ちに抗シワ効果が得られると認識される表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p>	第4条第1項第1号(第4条第2項適用)
9	株式会社コスモイニシアに対する件(24.8.21)	<p>株式会社コスモイニシアは、分譲マンション(4物件)を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 例えば、平成18年6月から平成19年11月までの間に配布していたパンフレットにおいて、全ての開口部(住宅の外壁に採光、通風、通行等のために設けられている窓、玄関等のこと。)の角にひび割れ防止用補強筋(開口部のある壁面に、地震等の揺れ、コンクリートの乾燥等の原因によるひび割れが生じにくいようにするため、開口部の角に斜めに施工される鉄筋のこと。)を施工しているかのような表示</p> <p>② 例えば、平成18年7月から平成19年7月までの間に配布していた新聞折り込みチラシにおいて、鉄筋コンクリートの水セメント比(コンクリートの主要な材料であるセメントに対する水の重量比のことであり、コンクリートの強度、耐久性等に関係する。)が全て50パーセント以下であるかのような表示</p> <p>①について、実際には、対象物件の全ての開口部の角にひび割れ防止用補強筋が施工されているものではなく、ひび割れ防止用補強筋及び構造スリット(地震等の揺れにより発生した力が柱及び梁に集中することを防ぐことを目的として、柱又は梁と壁とを分断するために住宅の壁に施工する細長い切り込みのことであり、必要に応じて発泡樹脂等を材料とする緩衝材が施工されている。)が施工されていた開口部の割合は、物件ごとに、全体の25パーセント～約60パーセントであった。</p> <p>②について、実際には、対象物件の鉄筋コンクリートのうち、外構の塀、花壇の基礎、土間など建物本体(建物の骨組みに当たる柱、梁等の建物の構造躯体及びそれと一体のものとして施工された鉄筋コンクリート造の部分のこと。)以外の部位の一部については、水セメント比が50パーセントを超えるコンクリートが施工されていた。</p>	第4条第1項第1号

措置命令事件一覧

【平成24年度】

(※H24.8.31現在)

No	事件名	事件概要	違反 法条
10	株式会社ドクターシーラボに関する件(24.8.31)	株式会社ドクターシーラボは、「DRソニックL・I」と称する美容機器(以下「本件商品」という。)を供給するに当たり、例えば、平成23年12月5日発行の「Ci: Lover 2011年年末増刊号」と称する会報誌において、「微細な振動が角質層を通して真皮層も活性化。新陳代謝が促され、肌の弾力を支えるエラスチンやコラーゲンの産生をサポートします。」等と記載し、本件商品を使用することにより、細胞の活性化、脂肪分解効果、殺菌効果、肌の汚れの除去効果又は肌への美容成分の浸透効果が得られると認識される表示をしていた。消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第4条 第1項 第1号 (第4 条第2 項 適用)

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
1	㈱K&Sトレーディング に対する件 (23.4.8)	<p>㈱K&Sトレーディングは、「ヤフーオークション」と称するサイトにおいて中古自動車を販売するに当たり、平成22年6月21日に販売していた中古自動車に係る表示に関し、例えば、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 24台の中古自動車について、同サイトの商品説明の「走行距離」欄に、当該中古自動車の走行距離計が示す数値の近似値を記載</p> <p>② 4台の中古自動車について、同サイトの商品説明の「修復歴」欄に、「なし」と記載</p> <p>①について、実際には、走行距離計の交換等を行うことにより、走行距離計が示す数値を仕入れ時のオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に記載の走行距離数から過少に表示していた。</p> <p>②について、実際には、出品票に骨格部位が損傷するなど修復歴を示す記号が記載されたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
2	㈲KUCに対 する件 (23.4.8)	<p>㈲KUCは、㈱K&Sトレーディングを通じて「ヤフーオークション」と称するサイトにおいて中古自動車を販売するに当たり、平成22年6月21日に販売していた中古自動車に係る表示に関し、例えば、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 24台の中古自動車について、同サイトの商品説明の「走行距離」欄に、当該中古自動車の走行距離計が示す数値の近似値を記載</p> <p>② 9台の中古自動車について、同サイトの商品説明の「修復歴」欄に、「なし」と記載</p> <p>①について、実際には、走行距離計の交換等を行うことにより、走行距離計が示す数値を仕入れ時のオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に記載の走行距離数から過少に表示していた。</p> <p>②について、実際には、出品票に記載された走行距離は「94,948マイル」であり、キロメートルに換算すると約152,800キロメートルであった。</p>	第4条 第1項 第1号
3	㈱市進ホールディングス に対する 件 (23.4.26)	<p>㈱市進ホールディングスは、子会社が経営する学習塾等（以下「市進グループ学習塾」という。）を通じて提供する大学入学試験受験対策用に開設した講座等の受講生の募集に当たり、例えば、平成22年5月及び同年10月に配布した高校生向けパンフレット、中学生向けパンフレット等において、「2010年春 市進教育グループ 市進ウイングネット 主要大学合格実績（抜粋）」等と記載し、市進グループ学習塾の受講生の平成22年度大学入学試験の合格実績を表示していた。</p> <p>実際には、当該合格実績は、他の事業者が経営する学習塾が大学入学試験受験対策用に開設した講座の受講生等の平成22年度大学合格実績を加算していたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
4	㈱市進ウイングネットに 対する件 (23.4.26)	<p>㈱市進ウイングネットは、自社が運営する「市進ウイングネット」と称する映像授業配信システムを利用した大学入学試験受験対策の映像授業の受講生の募集に当たり、平成22年4月に配布したパンフレット等において、「2010年春 市進ウイングネットグループ 主要大学合格者数速報」等と記載し、当該映像授業の受講生の平成22年度大学入学試験の合格実績を表示していた。</p> <p>実際には、当該合格実績は、㈱市進ホールディングスの子会社等が経営する学習塾等の受講生であって、当該映像授業を受講していない者の平成22年度大学合格実績を加算していたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
5	㈱ウィザス に対する件 (23.4.26)	<p>㈱ウィザスは、自社が経営する「第一ゼミナール」、「第一ゼミ予備校」及び「ファロス個別指導学院」と称する学習塾（以下これらを総称して「本件3学習塾」という。）において大学入学試験受験対策用に開設した講座の受講生の募集に当たり、平成22年3月31日等に配布した新聞折り込みチラシ等において、「2010年度合格速報」等と記載し、本件3学習塾の受講生の平成22年度大学入学試験の合格実績を表示していた。</p> <p>実際には、当該合格実績は、他の事業者が経営する学習塾等の受講生及び自社が経営する本件3学習塾以外の学習塾の受講生の平成22年度大学合格実績を加算していたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
6	日本緑茶センター(株)に対する件 (23.6.14)	<p>日本緑茶センター(株)は、「セルリアンシーズ・シーソルト(顆粒)」と称する食用塩を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>(1) 商品ラベルにおいて ア 平成14年8月頃から平成21年10月頃までの間、「純粋さを追及するため海水を自然蒸発させて製造されます。自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」と記載 イ 平成21年11月頃から「最初から最後まで塩田で天日の力を使い、結晶させた完全天日塩です。」及び「※本品は凝固防止剤や添加物を一切使用しておりません。」と記載</p> <p>(2) 自社ウェブサイトにおいて、平成18年10月1日から平成22年12月14日までの間、「純粋さを追及するため海水を自然蒸発させて製造しています。精製塩のどがった辛みとは異なる、自然塩ならではのまろやかな旨味をお楽しみください。」と記載 実際には、天日蒸発による海塩を溶解して洗浄した後、釜で乾燥させたものであり、天日塩とはいえないものであった。また、本件商品は、凝固防止剤が添加されているものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
7	学校法人北海道安達学園に対する件 (23.6.29)	<p>学校法人北海道安達学園は、同学園が経営する「専門学校札幌デザイナー学院」等の4つの専門学校において、専門課程を提供するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>(1) 平成21年7月頃から平成22年3月頃までの間に配布したパンフレットにおいて、「北海道安達学園と北海道内大学・短大・専門学校との就職率を比べてみました。」と記載した上で、同学園の専門学校及び北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率として、「札幌スクールオブビジネス 97.1%」、「大学 64.9%」等と記載</p> <p>(2) 平成21年10月1日付け新聞広告において、平成21年3月卒業生の就職率について「就職率 99.2%」等と記載</p> <p>(1)について、実際には、 ア 同学園の専門学校における平成20年3月卒業生の就職率は、卒業時である平成20年3月末時点に就職した者及び就職が内定した者(以下「就職者等」という。)に、同年4月から同年6月までの間の就職者等を加えた数を分子として、平成20年3月末時点の就職者等及び就職を希望する者(以下「就職希望者等」という。)の数を分母として イ 北海道内の大学等における平成20年3月卒業生の就職率は、平成20年3月末時点の就職者等の数を分子として、厚生労働省北海道労働局による調査においては、平成20年3月末時点の就職希望者等の数が分母とされていたにもかかわらず、就職を希望しない者等が含まれる卒業生の数を分母として算出したものであった。これにより、北海道安達学園は、自らが経営する専門学校の平成20年3月卒業生の就職率が、北海道内の大学等の就職率よりも高率であると表示していたものであった。</p> <p>(2)について、実際には、 ア 同学園の専門学校における平成21年3月卒業生の就職率は、卒業時である平成21年3月末時点の就職者等に、同年4月から同年8月までの間の就職者等を加えた数を分子として、平成21年3月末時点における就職希望者等から同年8月時点において就職の斡旋を希望しない者等を分母として イ また、アの分子については、2専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職者等だけではなく、当該専門分野以外の企業等への就職者等及びアルバイトに就いた者を就職者等に含めて算出した数値を、2専門学校の平成21年3月卒業生の同年3月末時点における両専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職率として表示していたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
8	㈱日本ホットライフに対する件 (23.7.15)	<p>㈱日本ホットライフは、自社又は子会社を通じて住宅用太陽光発電システムを供給するに当たり、平成21年10月頃から平成22年6月頃までの間、戸建住宅への投函等により配布したチラシにおいて、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「電気買取り価格2倍引き上げで、192,000円／年の節約(利益)！」と記載 ②「単純利回りは、なんと約8.0%!!」、「導入費用の回収期間は13年となり、回収後の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。」等と記載</p> <p>①について、実際には、本件発電システムによる発電電力の全量買取りを前提としているが、4キロワット型の本件発電システムを設置した場合、電力会社が買い取る余剰電力は、通常、全発電電力の過半を超える程度であり、「太陽光発電の余剰電力買取制度」の下では、年間192,000円の利益を得ることはできないものであった。</p> <p>②について、実際には、年間192,000円の利益を得ることができないこと、機器の破損や経年劣化などにより保証期間経過後に機器の交換又は修理を要する場合には、所要の費用の負担が発生することから、8.0%の利回り及び13年の回収期間を実質的に達成できず、本件発電システムの設置後、恒常的かつ安定的に利益を得ることができないものであった。</p>	第4条第1項第2号
9	㈱東祥に対する件 (23.7.21)	<p>㈱東祥は、自社が経営する「ホリデイスポーツクラブ」と称するスポーツクラブにおいて浴場利用役務を提供するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 札幌北24条店等13店舗に設置した浴場について、新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトにおいて「天然鉱石ラジウム温泉<露天風呂>」等と記載 ② 弘前店等13店舗に設置した浴場について、新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトにおいて、「ヘルストン温泉<露天風呂>」等と記載</p> <p>実際には、当該店舗は、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項に規定される許可を得たものではなく、また、同店舗の浴場の浴槽の温水は、水道水、井戸水又は工業用水を加温した上で医薬部外品を用いたものであって、同法第2条第1項に規定される温泉ではなかった。</p>	第4条第1項第1号
10	㈱AOKIに対する件 (23.7.26)	<p>㈱AOKIは、自社が経営する「AOKI」と称する店舗を通じて衣料品等を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成21年12月31日から平成22年1月3日までの間、テレビコマーシャルにおいて、「スーツ・コート・ジャケット 全品半額」との文字を強調した映像、「スーツ、コート、ジャケット、全品半額」との音声等を放送 ② 平成22年6月5日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「開店1周年全品半額」と強調して記載</p> <p>①について、実際には、メンズスーツ、メンズコート及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>②について、実際には、メンズスーツ、メンズジャケット、メンズスラックス及びメンズカジュアルパンツのうち表示価格が一定金額以上等の商品のうち1点のみ、新聞折り込みチラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、①の映像とともに、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が表示されていたが、表示時間が短く、明瞭に表示されていたとはいえないものであり、また、②の新聞折り込みチラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「開店1周年全品半額」との強調した表示と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p>	第4条第1項第2号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
11	青山商事(株)に対する件 (23.7.26)	<p>青山商事(株)は、自社が経営する「洋服の青山」と称する店舗を通じて衣料品等を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成22年5月13日から同年6月5日までの間、テレビコマーシャルにおいて、「総力祭 全品半額」との文字を強調した映像、「総力祭、全品半額」との音声等を放送</p> <p>② 平成22年5月29日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「総力祭 全品半額」と強調して記載</p> <p>実際には、メンズスーツ、メンズジャケット、メンズスラックス及びメンズカジュアル商品のうち表示価格が一定金額以上等の商品並びに男性用礼服、シャツ、ネクタイ、シューズ及びレディススーツのうち特設コーナーに陳列された商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、①の映像とともに、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が表示されていたが、表示時間が短く、明瞭に表示されていたとはいえないものであり、また、②の新聞折り込みチラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「総力祭 全品半額」との強調した表示と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p>	第4条第1項第2号
12	(株)コナカに対する件 (23.7.26)	<p>(株)コナカは、自社が経営する「紳士服のコナカ」と称する店舗を通じて衣料品等を供給するに当たり、平成22年6月19日に配布した新聞折り込みチラシの表面において、「本日より全品半額以下」と強調して表示していた。</p> <p>実際には、メンズスーツ及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のうち1点のみ、新聞折り込みチラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、新聞折り込みチラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「本日より全品半額以下」との強調した表示と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p>	第4条第1項第2号
13	はるやま商事(株)に対する件 (23.7.26)	<p>はるやま商事(株)は、自社が経営する「紳士服はるやま」と称する店舗等を通じて衣料品等を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成21年12月30日から平成22年1月3日までの間、テレビコマーシャルにおいて、「初売り全品半額」との文字を強調した映像及び「初売り全品半額」との音声並びに「全品半額」との文字を強調した映像及び「4日間限りの全品半額」との音声を放送</p> <p>② 平成22年6月19日に配布した新聞折り込みチラシの表面において、「全品半額の7日間！」と強調して記載</p> <p>①について、実際には、メンズスーツ、メンズジャケット、メンズコート、メンズカジュアル商品、ワイシャツ及びネクタイのうち表示価格が一定金額以上等の商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>②について、実際には、メンズスーツ及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のうち1点のみ、新聞折り込みチラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであり、また、男性用礼服及びメンズスラックスについては、特設コーナーに陳列された商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、①の映像とともに、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が表示されていたが、表示時間が短く、明瞭に表示されていたとはいえないものであり、また、②の新聞折り込みチラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「全品半額の7日間！」との強調した表示と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p>	第4条第1項第2号
14	(株)フタタに対する件 (23.7.26)	<p>(株)フタタは、自社が経営する「紳士服のフタタ」と称する店舗を通じて衣料品等を供給するに当たり、平成22年12月25日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「全品半額」と強調して表示していた。</p> <p>実際には、メンズスーツ及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のみ、新聞折り込みチラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、新聞折り込みチラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「全品半額」との強調した表示と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p>	第4条第1項第2号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
15	㈱フィッシュランドに対する件 (23.8.31)	<p>㈱フィッシュランドは、自社及び子会社が経営する「ドクターアイズ」と称する店舗を通じて遠近両用眼鏡を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 平成22年1月から平成23年7月までの間に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「(最高品質・国内トップメーカーレンズ使用)」、「ドクターアイズならなんと!! 8,800円税込特価」と記載</p> <p>② 「全店 7,000本のフレームから自由にお選びください。」と記載</p> <p>①について、実際には、8,800円で購入できる本件商品に用いられているレンズは、本件商品を購入しようとする者に選択できるレンズのうち最も品質が低いものであり、より高品質のレンズを選択した場合の販売価格は13,800円ないし68,800円であった。</p> <p>②について、実際には、8,800円で購入できる本件商品に用いられているフレームの種類数は、平成22年12月3日時点において、全ての直営店及び子会社経営店の合計で1,691種類であった。</p>	第4条 第1項 第1号
16	㈱アイランド食品に対する件 (23.9.9)	<p>㈱アイランド食品は、「乾自然薯そば」、「乾尾瀬自然薯そば」及び「乾そば(白川郷合掌そば)」と称する干しそばを供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① 乾自然薯そばについて、平成14年1月頃から平成23年7月頃までの間、商品包装紙等において「自然芋そば」、「深山に自生する山芋は粘り強くて器量よし」等と記載</p> <p>② 乾尾瀬自然薯そばについて、平成15年5月頃から平成23年7月頃までの間、商品包装紙において、そば粉の配合割合を記載することなく「尾瀬自然薯そば」、「山奥の自然の恵みをいっぱいうけて自生している自然薯は味よし香りよし器量よし」等と記載するとともに、「本品は地元で育った純良なそば粉を使用したおそばです」と記載</p> <p>③ 乾そば(白川郷合掌そば)について、平成22年11月頃から平成23年7月頃までの間、商品包装紙において、そば粉の配合割合を記載することなく、「白川郷合掌そば」等と記載</p> <p>①について、実際には、原材料として使用されている自然薯の粉末は極めて少量(配合割合約0.019%)であり、使用されている自然薯の粉末は、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。</p> <p>②について、実際には、原材料として使用されている自然薯の粉末は極めて少量(配合割合約0.019%)であり、使用されている自然薯の粉末は、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。また、使用されているそば粉は、外国産の玄そばを原材料とするものであり、原材料に占めるそば粉の配合割合は約12%であった。</p> <p>③について、実際には、原材料に占めるそば粉の配合割合は約12%であった。</p>	第4条 第1項 第1号
17	㈱トップアートに対する件 (23.10.20)	<p>㈱トップアートは、通信販売の方法により美術品、工芸品等を販売するに当たり、例えば、平成20年11月28日付けの新聞広告において、「ルノワール 作品番号20949 春の花」と称する絵画の複製画について、「特別謝恩価格」、「本日より3日間限り、9,800円でお届け!」、「※4日目以降は当社通常販売価格1点12,000円となります。」と記載するなど、「特別謝恩価格」等と称する販売価格に、当該販売価格を上回る価額の「当社通常販売価格」等と称する比較対照価格を併記又は同一視野内に表示していた。</p> <p>実際には、「当社通常販売価格」等と称する比較対照価格は、同社が本件商品について実際に販売した実績のない価格であった。</p>	第4条 第1項 第2号
18	㈱アールディーシーに対する件 (23.10.28)	<p>㈱アールディーシーは、自社が運営する「がってん寿司」等と称する店舗を通じて生食用かきを用いた料理を提供するに当たり、例えば、平成22年10月22日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「無菌生かき乱れ喰い祭!!」、「マイクロバブルとオゾンによる殺菌システムで無菌化」等と表示していた。</p> <p>実際には、同社は、細菌が全く存在しない生食用かきの仕入れ、又は細菌の無い状態にするための特別な加工を行っておらず、本件料理は、細菌の全く無い状態では提供されていなかった。</p>	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
19	㈱リアルに 対する件 (23.11.25)	<p>㈱リアルは、痩身効果を標ぼうする食品を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「黒瘦減粒」と称する食品について、平成22年7月20日から平成23年9月7日までの間、ウェブサイトにおいて、「余分なブヨブヨを燃やして流す！ Wのパワー！」等と記載</p> <p>②「ピュアスルー」と称する食品について、平成22年4月26日から平成23年9月7日までの間、ウェブサイトにおいて、「決して食事制限はしないでください このバイオ菌が 恐ろしいまでにあなたのムダを強力サポート」等と記載</p> <p>③「黒瘦減粒」について、平成22年7月20日から平成23年9月7日までの間、ウェブサイトにおいて、「通常販売価格12,000円のところ インターネット特別価格2980円」と、「インターネット特別価格」と称する実際の販売価格(2,980円)に、「通常販売価格」と称する比較対照価格(12,000円)を併記</p> <p>①及び②については、消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>③について、実際には、「通常販売価格」と称する比較対照価格は、同社が実際に販売した実績のない価格であった。</p>	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号 (第4 条第2 項 適用)
20	㈱ビュー ティーサイ エンスに対 する件 (23.11.25)	<p>㈱ビューティーサイエンスは、痩身効果を標ぼうする食品を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「黒瘦減粒」と称する食品について、平成22年4月頃から平成23年8月頃までの間、ウェブサイトにおいて、「気になる部分を何とかしましょう！ 余分なブヨブヨを燃やして流す！ Wのパワー！」等と記載</p> <p>②「ピュアスルー」と称する食品について、平成22年7月頃から平成23年8月頃までの間、ウェブサイトにおいて、例えば、「決して食事制限はしないでください このバイオ菌が 恐ろしいまでにあなたのムダを強力サポート」等と記載</p> <p>③「黒瘦減粒」について、平成22年4月頃から平成23年8月頃までの間、ウェブサイトにおいて、「通常販売価格12,000円のところ インターネット特別価格2980円」と、「インターネット特別価格」と称する実際の販売価格(2,980円)に、「通常販売価格」と称する比較対照価格(12,000円)を併記</p> <p>①及び②については、消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>③について、実際には、「通常販売価格」と称する比較対照価格は、同社が実際に販売した実績のない価格であった。</p>	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号 (第4 条第2 項 適用)
21	㈱安愚楽牧 場に対する 件 (23.11.30)	<p>㈱安愚楽牧場は、「黒毛和種牛売買・飼養委託契約」と称する契約に基づく役務を提供するに当たり、例えば、平成23年7月21日を発売日とする「あるじゃん」平成23年9月号に掲載した広告において、「これは、安愚楽牧場の繁殖牛、つまり、子牛を出産させるために飼育している母牛のオーナーになってもらう制度です。繁殖牛が子牛を産むと、安愚楽牧場が買い取り、買取代金から牛のエサ代などを差し引いた金額を『利益金』としてオーナーの方にお支払いします。」、「万一、契約期間中にオーナーになっていただいた牛が死亡した場合は、安愚楽牧場が保有する代替牛を提供しますから、ご安心ください。」、「1年目に1頭目の子牛誕生。」、「2年目に2頭目の子牛誕生。」等と、遅くとも平成19年3月頃以降、「あるじゃん」、「週刊ダイヤモンド」、「レタスクラブ」等の雑誌広告において、本件契約を締結すれば、オーナーは契約期間を通じて繁殖牛の所有者となる旨を表示していた。</p> <p>実際には、遅くとも平成19年3月頃以降、各事業年度末において、同社が飼養する繁殖牛の全頭数は、オーナーの持分及び共有部分を合計した数値に比して過少であった(比率:55.9パーセント~69.5パーセント。このため、安愚楽牧場は、オーナーを管理するシステム上、繁殖牛を割り当てることができないオーナーに対し、雌の子牛、雌の肥育牛その他の牛を割り当てていた。)</p>	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
22	(有)モアナエ モーションに 対する件 (24.2.9)	(有)モアナエモーションは、「PADIオープンウォーターダイバーコース」と称するスクーバダイビングの技能認定を受けるための教育コースを提供するに当たり、以下のとおり表示していた。 ① 平成23年5月27日を発行日とする「ホットペッパー」と称する月間クーポンマガジン(町田・厚木・相模原地域版)の平成23年6月号において、「ダイビングライセンス取得！各月先着5名¥10000ポッキリ」と記載し、その上に、「【費用】 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 受 ¥10000 <input checked="" type="checkbox"/> 学科、教材、海洋実習、申請料、保険料、お店から海までの送迎費 <input checked="" type="checkbox"/> 器材貸出代」と記載 ② 遅くとも平成20年2月から平成23年11月24日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「今ならPADIライセンスが1万円(税込)ポッキリで取得できる！！」と記載し、その下に、「※別途、機材のレンタル代金はかかります。」と小さく記載 実際には、平成23年4月から同年6月までの間において、本件役務の提供を受けるためには、1万円の教育コース料金を支払うほか、約2万円のダイビング器材のレンタル料金を支払い、さらに、約16万円のドライスーツを購入する必要があるものであった。	第4条 第1項 第2号
23	岩切自動車 こと岩切明 春に対する 件 (24.2.28)	岩切自動車こと岩切明春は、中古自動車を販売するに当たり、「カーセンサー中・南九州版」と称する中古自動車情報誌の「2011 Vol. 6」に掲載した中古自動車のうち、①8台について「修復無」と記載し、②2台について走行距離数を表示していた。 ①について、実際には、修復歴のあるものであった。 ②について、実際には、走行距離計が示す数値よりも走行距離数を過少に表示していたものであった。	第4条 第1項 第1号
24	(株)オートプ レンティに対 する件 (24.2.28)	(株)オートプレントィは、中古自動車を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。 ①「カーセンサー関東版」と称する中古自動車情報誌の「2011Vol. 2」号から「2011 Vol. 10」号までに掲載した中古自動車のうち4台について、「修復無」と記載 ② カーセンサー関東版の「2011 Vol. 5」号から「2011 Vol. 10」号までに掲載した中古自動車のうち5台について、走行距離計が示す数値の近似値を記載 ①について、実際には、修復歴のあるものであった。 ②について、実際には、オートオークションへの出品時に提示された出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された、走行距離が不明なものであった。	第4条 第1項 第1号
25	ガレージZE ROこと奥津 明夫に対す る件 (24.2.28)	ガレージZEROこと奥津明夫は、中古自動車を販売するに当たり、「Go静岡版」と称する中古自動車情報誌の「11. 03. 11」号、「11. 04. 11」号、「11. 04. 25」号、「11. 05. 08」号、「11. 05. 22」号及び「11. 06. 06」号に掲載した中古自動車のうち13台について、「修無」と表示していた。 実際には、修復歴のあるものであった。	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成23年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
26	㈱キガサワ に対する件 (24.2.28)	<p>㈱キガサワは、中古自動車を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「カーセンサー北陸・甲信越版」と称する中古自動車情報誌の「2011 Vol. 5」号及び「2011 Vol. 7」号に掲載した中古自動車のうち5台について、「修復無」と記載</p> <p>②カーセンサー北陸・甲信越版の「2011 Vol. 7」号に掲載した中古自動車のうち1台について、走行距離計が示す数値の近似値を記載</p> <p>①について、実際には、修復歴のあるものであった。</p> <p>②について、実際には、出品票に走行距離計の交換を示す記号が記載されたものであり、同社は、走行距離計が交換される前と交換された後の走行距離を合算した数値よりも過少に表示していたものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
27	Benetsaこ と小林隆幸 に対する件 (24.2.28)	<p>Benetsaこと小林隆幸は、中古自動車を販売するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「Goo九州版」と称する中古自動車情報誌の「11. 02. 13」号、「11. 03. 10」号及び「11. 06. 12」号に掲載した中古自動車のうち4台について、「修無」と記載</p> <p>②「カーセンサー福岡・佐賀版」と称する中古自動車情報誌の「2011 Vol. 2」号及び「2011 Vol. 9」号に掲載した中古自動車のうち2台について、「修復無」と記載</p> <p>③「カーセンサーnet」と称する中古自動車情報サイトの平成23年5月6日時点及び同年9月8日時点に掲載した中古自動車のうち2台について、「修復歴」欄に「なし」と記載</p> <p>実際には、修復歴のあるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号
28	㈱リソウに 対する件 (24.3.8)	<p>㈱リソウは、「リベアジェル」と称する化粧品を販売するに当たり、平成22年8月3日から同年12月3日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、以下のとおり表示していた。</p> <p>①「生命体を配合した日本初の化粧品！効果が実証された生命体！生命体なら62歳でもここまで若く！生命体なら54歳でも理想の肌に！使うほど驚きを実感！8倍の効果！」等と記載</p> <p>②「日本初の快拳！国連から特別功労賞！」、「今までにない生命体技術が世界的な評価を受け、日本で初めて化粧品会社が国連から受賞されました。この賞は特別功労賞といって年に二人以上は受賞されない極めて重みのある賞です。」等と記載</p> <p>①について、消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。</p> <p>②について、実際には、同社が受賞した特別功労賞は国際連合の表彰ではなく、また、本件商品に用いられている技術が世界的な評価を受けた事実はなかった。</p>	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成22年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
1	株式会社山方屋に対する件 (22.4.8)	株式会社山方屋は、株式会社益正グループを通じて牛の内臓を袋詰めした商品を販売するに当たり、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品の包装袋に貼付したシールにおいて、「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、本件商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように表示していたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。	第4条 第1項 第1号
2	株式会社益正グループに対する件 (22.4.8)	株式会社益正グループは、「日本一宮崎牛ホルモンミックス」と称する牛の内臓を袋詰めした商品及び「日本一宮崎牛もつ鍋「極」と称する牛の内臓を袋詰めした商品等のもつ鍋の原材料を詰め合わせた商品（以下「本件2商品」という。）について、平成20年10月ころから平成21年10月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「他では味わえないブランドホルモン、しかも今話題の日本一宮崎牛の牛もつのみを厳選して使用したもつ鍋のこだわりをご紹介」及び「日本一宮崎牛ホルモン100%使用」等と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、また、本件2商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように表示していたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件2商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。	第4条 第1項 第1号
3	株式会社シッパスに対する件 (22.6.24)	株式会社シッパスは、アメリカ合衆国に所在する、羊革を原材料として用いた靴等で著名な取引先事業者（以下「本件取引先事業者」という。）が「Cally Slipper」との商品名で販売していた婦人靴（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「ムートンモカシン」との商品名を付して、平成21年6月25日ころから同年9月14日ころまでの間、「ZOZOTOWN」と称するショッピングサイトに掲載したウェブページにおいて、「ミネトンカ:ムートンモカシン」、「素材 羊革」、「またムートンは通気性に優れていて、水分をすばやく発散してくれますので、いつでも快適な状態を保つことができます。」等の記載を行うことにより、あたかも、本件商品は、本件取引先事業者がムートンを用いた商品として販売しているものであり、また、本件商品の原材料として、ムートンが用いられているかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品は、本件取引先事業者において、ムートンを用いたものとして販売されているものではなく、また、原材料として、革には牛革が、靴の内側の毛状のものにはアクリル繊維がそれぞれ用いられているものであった。	第4条 第1項 第1号
4	コーナン商事株式会社に対する件 (22.9.29)	コーナン商事株式会社は、「不織布」と称する園芸用シートを販売するに当たり、平成20年9月ころから平成22年9月2日ころまで（商品パッケージについては、平成22年6月ころまで）、商品パッケージに「様々なシーンに役立つ園芸シートです」及び「●シートの上から散水OK!」と、店頭ポップに「べたがけやトンネルに最適。」等と、「コーナンeショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて「べたがけやトンネルに最適。」「シートの上から水遣りもOK。」等と、それぞれ記載し、支柱等を使わず地面若しくは作物に直接被せる方法（べたがけ）でも、一方の畝肩から他方の畝方に差し込んだ支柱を覆う方法（トンネルがけ）でも本件商品の上から散水して使用できる旨表示していたが、実際には、トンネルがけで使用する場合には、本件商品の上から散水してもほとんど透水しないものであった。	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成22年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
5	㈱大藤に対する件 (22.10.13)	㈱大藤は、「あきたこまち米使用純米クッキー」と称する焼き菓子及び「コシヒカリ純米クッキー」と称する焼き菓子を他の事業者に委託して製造させて、あきたこまち純米クッキーについては、秋田市所在の観光土産品卸売業者である株式会社フルールに卸し、同社を販売者として、秋田県内において、また、コシヒカリ純米クッキーについては、新潟市所在の観光土産品卸売業者である新潟県観光物産株式会社に卸し、同社を販売者として、新潟県内において、それぞれ販売するに当たり、平成18年7月から平成22年8月までの間、①あきたこまち純米クッキーについては商品包装紙の表面及び側面において「あきたこまち米使用純米クッキー」と、商品本体の包装袋において「純米クッキー」と記載して、あきたこまち純米クッキーには主原料としてあきたこまちを使用していると認識される表示②コシヒカリ純米クッキーについては商品包装紙の表面及び側面において「コシヒカリ純米クッキー」と、商品本体の包装袋において「純米クッキー」と記載して、コシヒカリ純米クッキーには主原料としてこしひかりを使用していると認識される表示をそれぞれ行っていたが、いずれも小麦粉を主原料としており、それぞれ、米については、あきたこまちな米粉及びこしひかりの粉末が極めて少量しか使用されていないものであった。	第4条第1項第1号
6	㈱光洋に対する件 (22.11.30)	㈱光洋は、平成22年4月3日、同月10日、同月17日、同月24日、同月25日、同年5月1日、同月3日、同月4日及び同月8日(計9日間)に同社が経営する店舗において販売していたサザエについて、 ①「KOHYO」と称する27店舗にあっては、平成22年4月1日、同月3日、同月8日、同月15日、同月22日、同月25日、同年5月1日、同月2日、同月4日及び同月7日にそれぞれの店舗の周辺に配布した新聞折り込みチラシにおいて「<島根県産他国内産>活サザエ 1個 100円」等との表示 ②「マックスバリュ」と称する13店舗にあっては、平成22年5月1日にそれぞれの店舗の周辺に配布した新聞折り込みチラシにおいて「<島根県産他国内産>活サザエ 5個入)1P 580円」との表示をそれぞれ行っていたが、「KOHYO」と称する27店舗において販売していたサザエのほとんどすべての、また、「マックスバリュ」と称する13店舗において販売していたサザエのすべての原産国は大韓民国であった。	第4条第1項第3号(原産国告示)
7	全国農業協同組合連合会に対する件 (22.12.8)	全国農業協同組合連合会は、平成14年から平成21年までの間に生産され、販売業者を通じて販売された、全農の岐阜県本部において農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく特別栽培米の米袋等に「化学肥料(窒素成分)栽培期間中不使用」等と窒素成分を含む化学肥料を使用していない旨表示していたが、実際には、全農が、本件商品を生産する者に供給していた育苗培土には、窒素成分を含む化学肥料が使用されていたものであった。	第4条第1項第1号
8	㈱ジェイアール西日本ホテル開発に対する件 (22.12.9)	㈱ジェイアール西日本ホテル開発は、同社が運営する「ホテルグランヴィア京都」と称するホテル内で同社が運営する「ル・タン」と称する飲食店において、「春の行楽いどり弁当」と称する料理を提供するに当たり、平成22年4月1日から同月27日までの間、来店者に提示したメニュー、駅等に配布したチラシ、自社ウェブサイト及び同年3月31日に配布した新聞折り込みチラシに「よく味の染みた京地鶏と京豆腐に、とろとろ半熟卵を乗せた“鶏すき焼き”」等と、本件料理の鶏すき焼きには京地鶏の肉及び半熟卵を用いている旨表示していたが、実際には、本件料理の鶏すき焼きに用いられていた鶏肉は京地鶏の肉ではなく、ブロイラーの肉であり、また、平成22年4月1日から同月12日までの間、半熟卵は用いられていなかった。	第4条第1項第1号
9	㈱サンシャインチェーン本部に対する件 (23.2.4)	㈱サンシャインチェーン本部は、自社の店舗、自社の子会社の店舗及び自社のボランティア・チェーンに加盟する事業者の店舗で開店セール又は共通セールを実施するに当たり、新聞折り込みチラシにおいて「当店価格」と称する比較対照価格を販売価格に併記していたが、当該「当店価格」は、同社が設定した定番価格を記載したものであり、実際に販売する予定の又は販売されていた食料品の価格ではなかった。	第4条第1項第2号

措置命令事件一覧

【平成22年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
10	株式会社外食文化研究所に対する件 (23.2.22)	株式会社外食文化研究所は、平成22年11月25日及び同月26日に「グルーポン」と称するクーポン共同購入ウェブサイトに掲載された「バードカフェ謹製おせち」と称する加工食品に係るウェブページにおいて、「50%OFF【10,500円】2011年迎春<<横浜の人気レストラン厳選食材を使ったお節33品・3段・7寸(4人分)配送料込>>12月31日着」と題し、 ①「メニュー内容」と記載の上、33品のメニュー名 ②「10,500円 通常価格(税込) 21,000円 割引率 50%OFF 割引額 10,500円」と販売価格に併せて「通常価格」と称する比較対照価格 を表示していたが、①について、実際には、そのうちの8品中7品については記載された食材とは異なる食材が用いられたもの又は記載されたメニューとは異なるものが入れられたものであり、残る1品については入れられていないものであった。また、②について、実際には、21,000円という価格は架空のものであった。	第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号
11	株式会社レナウンに対する件 (23.2.24)	株式会社レナウンは、取引先小売業者を通じて「STUDIO by D' URBAN」と称するブランドの紳士用シャツを供給するに当たり、平成22年3月26日から同年5月19日までの間、本件商品の下げ札の表面に「形態安定」、裏面に「形態安定 綿の風合いと爽やかな着心地をお楽しみください。洗濯後は軽いアイロン掛けをお勧めします。」と、また、本件商品の包装袋に貼付されたシールに「形態安定」と表示していたが、本件商品は形態安定加工が施されたものではなかった。	第4条第1項第1号
12	シンワオックス株式会社に対する件 (23.3.3)	シンワオックス株式会社は、通信販売業者を通じて牛肉加工食品を供給するに当たり、平成21年7月ころから同年12月ころまでの間、通信販売業者のカタログ及びウェブサイト並びに上記牛肉加工食品に同封した商品説明書における「ランクA4以上の高級黒毛和牛、焼肉セット」、「国内産のA4・5の黒毛和牛のみを使用しました」等と、上記牛肉加工食品には、A4又はA5等級の格付がなされた牛肉のみを用いている旨表示していたが、上記牛肉加工食品に用いられていた牛肉の大部分がA4又はA5等級以外の格付がなされた牛肉であった。	第4条第1項第1号
13	株式会社パークジャパンに対する件 (23.3.4)	株式会社パークジャパンは、自社及び自社のフランチャイズチェーンに加盟する事業者が運営する「アメリカンステーキミスター・パーク」と称する飲食店(以下「ミスター・パーク」という。)を通じて霜降ステーキ料理及び健康ステーキ料理を提供するに当たり、遅くとも平成17年以降、ミスター・パークで一般消費者に提示したメニュー、自社ウェブサイトのメニュー及びミスター・パーク各店舗の周辺に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシにおいて、①霜降ステーキ料理について、例えば、店内メニューにあっては、その写真を掲載するとともに、「霜降サーロインステーキ」等と記載し、当該料理に用いている牛肉は、霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった牛肉であると認識される表示を②健康ステーキ料理について、例えば、店内メニューにあっては、その写真を掲載するとともに、「健康ステーキ」等と記載し、当該料理に用いている牛肉は、牛の生肉の切り身であると認識される表示を行っているが、実際には、霜降ステーキ料理に用いた牛肉は、牛脂を注入する加工を行ったものであり、また、健康ステーキ料理に用いた牛肉は、牛の横隔膜の部分の肉を食用のりで貼り合わせる加工を行ったものであった。	第4条第1項第1号
14	株式会社カンノ蜜蜂園本舗に対する件 (23.3.10)	株式会社カンノ蜜蜂園本舗は、自社の店舗及び株式会社六甲ハニー農場等の取引先販売業者を通じてはちみつを供給するに当たり、平成22年7月9日から平成23年1月29日までの間、本件はちみつに貼付したラベルにおいて、「六甲山麓からの贈り物 はちみつ六甲ハニー農場」、「原材料名ノアカシヤ蜂蜜(国産)」等と記載し、本件はちみつの内容物は国産のはちみつである旨表示していたが、実際には、本件はちみつの内容物は過半が中華人民共和国産のものであった。	第4条第1項第1号

措置命令事件一覧

【平成22年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
15	㈱ユナイテッドアローズに対する件 (23.3.24)	㈱ユナイテッドアローズは、直営店舗、自社が運営するウェブサイト及び他社が運営するウェブサイトを通じて衣料品等の38商品を販売するに当たり、商品の下げ札又はタグ並びに自社が運営するウェブサイト及び他社が運営するウェブサイトにおいて、例えば、Tシャツについて、「アメリカ製」と記載していたが、実際には、当該商品の原産国はエルサルバドル共和国であった。	第4条 第1項 第3号 (原産 国告 示)
16	㈱ガリバーインターナショナルに対する件 (23.3.28)	㈱ガリバーインターナショナルは、中古自動車を供給するに当たり、 ① 買い取り保証付き残価設定ローン(楽のリプラン)を利用した支払条件について、テレビコマーシャル、ラジオコマーシャル、駅貼りポスター及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成21年9月4日ころから同月27日ころまでの間及び同年10月2日ころから同月25日ころまでの間、全国の放送事業者を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、「月々1,900円からクルマが買える」との音声及び「月々 ¥1,900～」との映像を放送し、供給する全ての中古自動車について、楽のリプランを利用すれば、月々1,900円の支払いのみで当該中古自動車が購入できる旨表示していたが、実際には、楽のリプランにおいて月々の支払額を1,900円に設定した場合、別途、頭金及び年2回のボーナス時に月々の支払額に加算される金額を支払う必要があり、また、ガリバーが供給する全ての中古自動車について、楽のリプランを利用できるものではなかった。 ② 楽のリプラン利用時の買取保証額増額及びローン金利の引下げ(スペシャルプラン)について、平成21年9月4日ころから同年10月25日ころまでの間、自社ウェブサイトにおいて、「月々1,900円からクルマが買える!」、「今だけのスペシャルプラン実施中! 10月末日まで」及び「買取保証額大幅UP! 約38%→約45%」と記載し、スペシャルプランの提供期間中には、自社の楽のリプラン対象の中古自動車の全てについて、買い取り保証額を増額する旨表示していたが、実際には、楽のリプランを利用した場合に、指定する20車種の中古自動車についてのみ、買い取り保証額を増額するものであった。③ 車両保証(あんしん10年保証)について、テレビコマーシャル、ラジオコマーシャル、駅貼りポスター及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成21年7月1日ころから同月25日ころまでの間、全国の放送事業者を通じて放送したテレビコマーシャルにおいて、「大きな安心が長く続きます」との音声及び「ガリバーの「あんしん10年保証」」との映像を放送し、10年の車両保証期間が適用される旨表示していたが、実際には、設定した条件を満たす中古自動車についてのみ、10年の車両保証期間が適用されるものであった。	第4条 第1項 第2号
17	㈱アシックスに対する件 (23.3.30)	㈱アシックスは、取引先小売業者等を通じて女性用シューズ及び女性用スノーボードウェアを供給するに当たり、 ① 平成22年8月から同年11月までの間、本件シューズの下げ札の表面において、「WATER RESISTANT はっ水素材使用」と、裏面において、「この製品は、甲材料(天然皮革)部にはっ水性のある素材を使用しております。雨水やドロハネを弾き、シミ・ヨゴレ等を防止します。ヨゴレを吸収しませんので、日常のお手入れもかるくふくだけできれいになります。また当はっ水加工は、天然皮革の繊維組織内に水を弾く特殊な樹脂をしみこませる加工方法のため長期間はっ水効果を保持します。」と、また、自社ウェブサイトにおいて、「はっ水レザー」と、それぞれ本件シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革が用いられている旨表示していたが、実際には、本件シューズの原材料にはっ水加工が施された皮革は用いられていなかった。 ② 平成22年10月及び同年11月、本件ウェアの下げ札において、「裾上げシステム 駐車場やトイレで大活躍! ポケットの中のヒモを引くと裾が上がり大切なウェアを汚れ・破損から守ります」と、本件ウェアに裾上げシステムが備え付けられている旨表示していたが、実際には、本件ウェアに裾上げシステムは備え付けられていなかった。	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成22年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
18	㈱DMM. comに対する件 (23.3.31)	㈱DMM. comは、ウェブサイトを通じて、「ポイントオークション」と称するペニーオークションサービス(以下「本件役務」という。)及び同社が本件役務に出品している商品(以下「本件商品」という。)を供給するに当たり、平成23年1月ころ、ウェブサイトのトップページにおいて、「業界No. 1出品数 人気商品を格安でGET！ 最大99%OFFで落札できるチャンス！」と記載の上、ノートパソコン等の商品の画像とともに「99%OFF」、「98%OFF」等と記載していたが、実際には、本件役務を利用して落札するためには落札価格のほかに多額の入札手数料がかかることがあるものであり、必ずしも本件役務を利用すれば、本件商品を著しく安価に手に入れることができるものではなく、また、必ずしも本件商品の価格が著しく安価になるとはいえなかった。	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号
19	㈱アギトに対する件 (23.3.31)	㈱アギトは、ウェブサイトを通じて、「凄オク」と称するペニーオークションサービス(以下「本件役務」という。)及び同社が本件役務に出品している商品(以下「本件商品」という。)を供給するに当たり、① 遅くとも平成23年1月ころから同年2月ころまでの間、ウェブサイトのトップページにおいて「全品新品保証付 最大9割引の 新感覚オークション」と、また、当該ウェブサイトにおける「凄オクとは？」という本件役務を紹介するページにおいて「凄オクのオークションは、全品0円からスタート！ 最低落札価格もありません！ だから、市場価格の60%～90%引きでの落札も当たり前！」と② 平成23年2月ころから同年3月ころまでの間、ウェブサイトのトップページにおいて「最大9割引 スーパーオークション」と記載の上、液晶テレビ等の画像とともに「83%OFF」、「78%OFF」等と、また、当該ウェブサイトにおける「凄オクとは？」という本件役務を紹介するページにおいて「最大9割引！ 平均割引率はなんと約75%！」と記載していたが、実際には、本件役務を利用して落札するためには落札価格のほかに多額の入札手数料がかかることがあるものであり、必ずしも本件役務を利用すれば、本件商品を著しく安価に手に入れることができるものではなく、また、必ずしも本件商品の価格が著しく安価になるとはいえなかった。	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号
20	㈱ゼロオクに対する件 (23.3.31)	㈱ゼロオクは、ウェブサイトを通じて、「ゼロオク」と称するペニーオークションサービス(以下「本件役務」という。)及び同社が本件役務に出品している商品(以下「本件商品」という。)を供給するに当たり、遅くとも平成23年1月ころから同年3月ころまでの間、ウェブサイトのトップページにおいて、「新品の人気商品を激安GET！！」、「ipad¥692」、「JTB旅行券10万円分¥463」等と記載し、また、当該ウェブサイトにおける「ゼロオクって何？」という本件役務を紹介するページにおいて、「噂の激安オークションサイト ゼロオクの魅力は何といっても 落札金額」、「ヤフオク等の他のオークションサイトで数万円する商品もなんと最大99%OFF！！」、「最新ノートパソコンが！ ¥1,429」、「何でこんなに安いの！？ その理由は・・・1回の入札金額が1円 だからなんです！！ つまり、100回入札があっても 落札金額が100円！！」等と記載していたが、実際には、本件役務を利用して落札するためには落札価格のほかに多額の入札手数料がかかることがあるものであり、必ずしも本件役務を利用すれば本件商品を著しく安価に手に入れることができるものではなく、また、必ずしも本件商品の価格が著しく安価になるとはいえなかった。	第4条 第1項 第1号 及び 第4条 第1項 第2号

措置命令事件一覧

【平成21年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
1	日立アプライアンス㈱に対する件 (21.4.20)	日立アプライアンス㈱は、電気冷蔵庫9型式を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり ① 型式が「R-Y6000」の電気冷蔵庫について、カタログ及びウェブサイトにおいて、例えば、「日立独自の立体成形された真空断熱材を天面や底面などに採用」と記載の上、「使用済み冷蔵庫の棚などの樹脂材料を極細繊維化し、真空断熱材の芯材として活用。省資源化とともに製造工程でのCO2排出量削減を実現しました。」「真空断熱材製造工程でのCO2排出量 約48%削減」等と記載することにより、あたかも、「フレックス真空断熱材」と称する断熱材の「芯材」と称する部材の原材料に、廃棄された電気冷蔵庫の棚等からリサイクルした樹脂を使用しており、また、芯材の原材料に当該樹脂を使用することにより、フレックス真空断熱材の製造工程において排出する二酸化炭素の量を芯材の原材料にリサイクルした樹脂を使用しない場合に比べて約48パーセント削減しているかのように示す表示をしているが、実際には、当該電気冷蔵庫に用いたフレックス真空断熱材の芯材の原材料は、グラスウールのみ又はリサイクルした樹脂及びグラスウールが50パーセントずつであり、また、当該電気冷蔵庫に用いたフレックス真空断熱材の製造工程において排出する二酸化炭素の量を芯材の原材料にリサイクルした樹脂を使用しない場合のものとは比べた削減率は、約48パーセントを大きく下回るものであった。 ② 電気冷蔵庫9型式について、平成21年2月ころ以降、新聞広告及び取引先販売業者の店舗に掲示したポスターにおいて、「立体成形された独自の真空断熱材を天面や底面などに採用した、冷蔵庫。」等と記載の上、「また、使用済み冷蔵庫の棚などの樹脂材料を極細繊維化し、真空断熱材の芯材として活用。」と記載することにより、あたかも、フレックス真空断熱材の芯材の原材料に廃棄された電気冷蔵庫の棚等からリサイクルした樹脂を使用しているかのように示す表示をしているが、実際には、当該商品に用いたフレックス真空断熱材の芯材の原材料は、グラスウールのみ又はリサイクルした樹脂及びグラスウールが50パーセントずつであった。	第4条 第1項 第1号
2	ジュピターショップチャンネル㈱に対する件 (21.5.20)	ジュピターショップチャンネル㈱は、「抗菌保存容器“ターク”」と称するポリプロピレン製の保存容器を詰め合わせた商品を一般消費者に販売するに当たり、平成20年1月ころから同年12月ころまでの間、有線テレビジョン放送、CS放送等を通じて放送した放送番組において、例えば、「軽量で重ねて収納できる抗菌保存容器」との映像並びに「抗菌性が優れているものですから」及び「抗菌性がある」との音声を送ることにより、また、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「軽量で重ねて収納できる抗菌保存容器“ターク”17点セット」等と記載することにより、あたかも、当該保存容器は、抗菌効果を有するかのように示す表示をしているが、実際には、当該保存容器は、抗菌効果を有するものではなかった。	第4条 第1項 第1号
3	アドルフ・ドミンゲスジャパン㈱に対する件 (21.6.9)	アドルフ・ドミンゲスジャパン㈱は、「ADOLFO DOMINGUEZ」と称するブランドの衣料品のうち中華人民共和国、インド又はトルコ共和国において製造された衣料品を自社の店舗で一般消費者に販売するに当たり、平成19年11月ころから平成21年2月ころまでの間、11店舗にあっては当該衣料品のすべてについて、9店舗にあっては当該衣料品の一部について、当該衣料品の原産国が記載されたタグ又はシールをはさみで切るなどして取り去り、ブランド名等が記載されたタグ及び下げ札を取り付けたままにすることにより、一般消費者が当該衣料品の原産国を判別することが困難である表示を行っていた。	第4条 第1項 第3号 (原産国告示)
4	日本水産㈱に対する件 (21.6.15)	日本水産㈱は、「ずわいがにコロッケ」と称する調理冷凍食品を全国11の生活協同組合連合会等を通じて一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成19年4月ころから平成21年2月ころまでの間、当該調理冷凍食品の包装袋の表面及び両側面に「ずわいがにコロッケ」と、同裏面に「原材料名」と記載の上、「ずわいがに」と記載することにより、あたかも、当該調理冷凍食品の原材料にズワイガニのかかに肉を用いているかのように表示をしているが、実際には、当該商品の原材料に、ベニズワイガニのかかに肉を用いたものであった。	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

【平成21年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
5	㈱庄屋フードシステムに対する件 (21.6.22)	<p>㈱庄屋フードシステムは、「庄屋」と称するファミリーレストラン54店舗において一般消費者に料理を提供するに当たり</p> <p>① 平成18年7月ころから平成21年6月ころまでの間、48店舗で一般消費者に提示したメニューにおいて、例えば、平成21年3月ころのメニューにあつては「庄屋のお米を届けていただいている契約農家のみなさん。(長崎県江迎町)」と記載して、米の生産者の写真を掲載するとともに、「お米はおいしい天日乾燥米。◎お米は長崎の契約農家で作る安心なお米を使用しています。しかも昔ながらの天日干しのお米ですから、ひと味違うおいしさです。」と、また、平成18年7月ころから平成21年3月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「【米】RICE お米は長崎の契約農家で作られた有機米を使用。昔ながらの天日干しで、一味ちがうおいしさです。」と、それぞれ記載することにより、あたかも、米を用いる料理に、長崎県に所在する契約農家が生産した天日により乾燥させた米を用いているかのように表示しているが、実際には、当該料理に、長崎県に所在する契約農家が生産した天日により乾燥させた米を用いていたのは、3店舗にすぎないものであった。</p> <p>② 平成18年7月ころから平成21年6月ころまでの間、48店舗で一般消費者に提示したメニューにおいて、例えば、平成21年3月ころのメニューにあつては「田中農園の皆さんと安全・安心の野菜たち。(長崎県島原市)」と記載して、野菜の生産者の写真を掲載するとともに、「島原のエコファーム認定農場から直送の安心野菜。◎ほうれん草や水菜などの葉野菜は、長崎県エコファーム認定農場、島原「田中農園」から直送する新鮮野菜。有機肥料を使った低農薬の安全、安心な野菜です。」と記載することにより、あたかも、葉野菜を用いる料理に、長崎県に所在する同県からエコファームに認定された農場で有機肥料を使用して低農薬で栽培したものを用いているかのように表示しているが、実際には、当該料理に、長崎県に所在する生産者が有機肥料を使用して低農薬で栽培したものを用いていたのは、ほうれん草及び水菜だけであった。</p> <p>③ 平成18年7月ころから平成21年6月ころまでの間、48店舗で一般消費者に提示したメニューにおいて、例えば、平成21年3月ころのメニューにあつては「つばき窯の製塩風景。(長崎県五島市)」と記載して、製塩風景の写真を掲載するとともに、「ミネラル豊富な五島灘からの贈り物。◎塩は薪釜を使って昔ながらの製法で作る五島「つばき窯」の天然海水塩を使用。」と記載することにより、あたかも、塩を用いる料理に、長崎県五島灘の海水を汲み上げて昔ながらの方法により長崎県五島地方で製造されたものを用いているかのように表示しているが、実際には、当該料理に、長崎県五島灘の海水を汲み上げて長崎県五島地方で製造されたものを用いていたのは、寿司酢を用いた料理だけであった。</p>	第4条 第1項 第1号
6	西日本旅客鉄道㈱に対する件 (21.8.7)	<p>西日本旅客鉄道㈱は、平成21年4月8日から同年6月21日までの間、「西日本パス」と称する乗車券(以下「西日本パス」という)を一般消費者に販売するに当たり、同年4月ころから同年6月ころまでの間、「西日本パスを使って旅しませんか?」と題するパンフレットの表紙において、「西日本パスを使って旅しませんか?」と記載するとともに、同パンフレットの裏表紙において、「環境にやさしい鉄道で、あの街への風景へ。西日本パス」及び「JR西日本全線! JR四国全線! JR九州(博多~長崎・佐世保、博多~由布院~別府~小倉など)!の自由席が乗り放題。」と記載の上</p> <p>① 同パンフレットの36頁ないし38頁において、「モデルコース」と記載の上、大阪駅と鳥取駅の間を「スーパーはくと」と称する特別急行列車(以下「スーパーはくと」という。)に乗りして移動できることを示す記載をし、かつ、スーパーはくとの車両の写真を掲載の上、スーパーはくとに乗りすれば京都駅、大阪駅又は三ノ宮駅と鳥取駅の間を移動できることを示す記載をすることにより、あたかも、西日本パスを使用する場合、別途の費用を負担することなく、スーパーはくとに乗りして京都駅、大阪駅又は三ノ宮駅と鳥取駅の間を移動できるかのように表示していたが、実際には、西日本パスの料金以外に、智頭急行株式会社の上郡駅と智頭駅の間に係る運賃及び特急料金を負担すること</p> <p>② 同パンフレットの20頁において、「モデルコース」と記載の上、小倉駅と門司港駅の間を普通列車に乗りして移動できることを示す記載をすることにより、あたかも、西日本パスを使用する場合、別途の費用を負担することなく、普通列車に乗りして小倉駅と門司港駅の間を移動できるかのように表示していたが、実際には、西日本パスの料金以外に、小倉駅と門司港駅の間に係る運賃を負担することがそれぞれ必要なものであった。</p>	第4条 第1項 第2号

措置命令事件一覧

【平成21年度】

No	事件名	事件概要	違反 法条
7	㈱ファミリー マートに対 する件 (21.11.10)	㈱ファミリーマートは、平成21年6月11日ころから同月16日ころまでの間、「カリーチキン南蛮」と称するおにぎりの包装袋に貼付したシールにおいて、「国産鶏肉使用」と記載することにより、あたかも、当該おにぎりの原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該おにぎりの原材料にブラジル連邦共和国で肥育されたものを用いていた。	第4条 第1項 第1号
8	㈱三陽商会 に対する件 (21.12.9)	㈱三陽商会は、「MACKINTOSH PHILOSOPHY」の商標を付した3品番に係るニット商品を一般消費者に販売するに当たり、平成21年8月11日ころから同年9月25日ころまでの間、当該ニット商品の品質について記載した下げ札及び品質表示タグにおいて、「カシミヤ25%」と記載することにより、あたかも、本件商品の原材料としてカシミヤが25パーセント用いられているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該ニット商品の原材料にカシミヤは用いられていなかった。	第4条 第1項 第1号
9	㈱ボンシック に対する件 (22.3.25)	㈱ボンシックは、「NYX」の商標を付した化粧品及び化粧雑貨21品目（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成18年3月ころから同年9月ころまでの間及び平成19年1月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品に貼付したラベルにおいて、「アメリカ製」と記載することにより、あたかも、本件商品の原産国がアメリカ合衆国であるかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品の原産国又は原産地は、中華人民共和国、台湾、大韓民国、ドイツ連邦共和国又はフランス共和国であった。	第4条 第1項 第3号 (原産 国告 示)
10	㈱日本一に 対する件 (22.3.29)	㈱日本一は、一般消費者に対し、「日本一」と称する店舗36店舗及び「銀座縁」と称する店舗1店舗において、うなぎ蒲焼及びうなぎ重を供給するに当たり、平成21年7月12日ころから同年12月3日ころまでの間、通年用いるプライスカード（以下「通年用プライスカード」という。）、「土用の丑の日」と称する日辺りに用いるプライスカード（以下「土用丑の日用プライスカード」という。）、チラシ、ポップ及びポスターにおいて、例えば、小田原ラスカ店にあっては、同年7月12日ころから同月16日ころまでの間通年用プライスカードにおいて「国産やわらかく肉厚な活鰻使用 うなぎ蒲焼」と、同月17日ころに土用丑の日用プライスカードにおいて「国産 素材の品質、串打ち焼きにこだわりあり うなぎ蒲焼(中)」と、同月12日ころから同月17日ころまでの間チラシにおいて「さあ、日本一の「国産うなぎ」を、食べましょう。」及び「国産 うなぎ蒲焼(中)」と、同月12日ころから同月17日ころまでの間ポップにおいて「「国産うなぎ」販売決定」及び「国産 うなぎ蒲焼(中)」と、同月12日ころから同月17日ころまでの間ポスターにおいて「国産うなぎ発売中」と、また、札幌三越店にあっては、同月20日ころから同月21日ころまでの間及び同月30日ころに通年用プライスカードにおいて「国産 焼立てを秘伝のたれでお召上がり下さい うなぎ重」と、同月17日ころから同月19日ころまでの間及び同月31日ころに土用丑の日用プライスカードにおいて「国産うなぎ」と、同月17日ころから同月18日ころまでの間チラシにおいて「さあ、うなぎ日本一の「国産うなぎ」を、食べましょう。」及び「国産 うなぎ(中)」と、同月17日ころから同月21日ころまでの間及び同月30日ころから同月31日ころまでの間ポスターにおいて「国産うなぎ取り扱い」と、それぞれ記載し、あたかも、うなぎ蒲焼及びうなぎ重の原材料に国産のうなぎを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該うなぎ蒲焼及びうなぎ重の原材料に台湾産のものを用いていた。	第4条 第1項 第1号

措置命令事件一覧

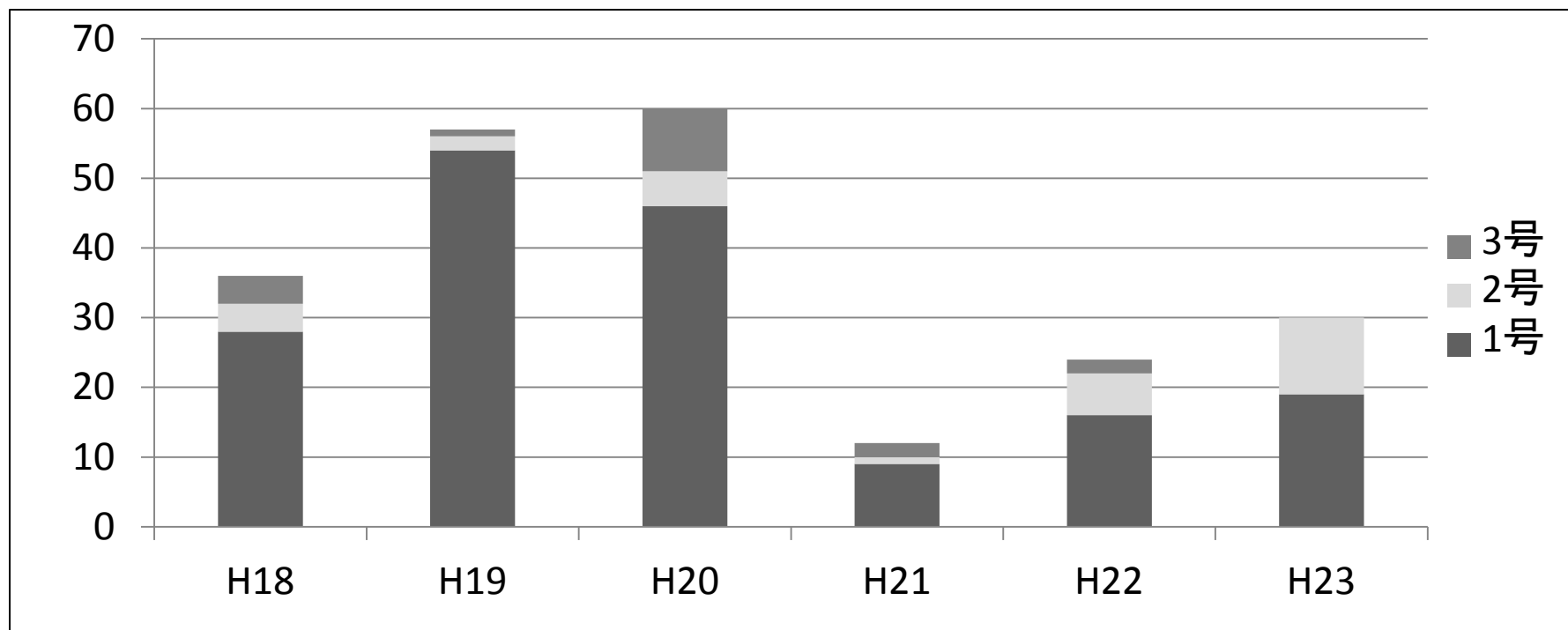
【平成21年度】

No	事件名	事件概要	違反法条
11	㈱QVC ジャパンに 対する件 (22.3.31)	<p>㈱QVCジャパン及び住金物産㈱は、「カシミア&ウールノキャメル&ウール 掛布団」と称する布団(以下「本件布団」という。)について</p> <p>① 平成20年1月18日、平成21年1月31日、同年2月5日、同年8月20日及び同年9月11日に有線テレビジョン放送等を通じて放送した「QVC」と称するテレビショッピング番組において、例えば、平成21年9月11日に放送したものにあっては、「カシミア80%」との映像並びに「なんとぜいたくなキャメルとカシミアとメリノウールを使いました」、「これが真っ白なカシミアですよ。」、「このカシミアは柔らかくてあったかくて軽い。」、「どこのメーカーさんも、カシミアなんか使っているようなお布団って、なかなか出してこないですよ。」等との音声を放送すること</p> <p>② 平成21年1月31日ころから同年10月26日ころまでの間、QVCジャパンがインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「カシミア80%」、「カシミア&メリノウール2層式掛布団」と「キャメル&メリノウール2層式肌布団」を2枚合わせにしたぜいたくな掛布団。」、「軽くて保温性にすぐれたカシミア&メリノウールの掛布団」等と記載すること</p> <p>により、あたかも、本件布団の詰め物の原材料としてカシミアが80パーセント用いられているかのように示す表示をしていたが、実際には、本件布団の詰め物の原材料にカシミアは用いられていなかった。</p>	第4条 第1項 第1号
12	住金物産㈱ に対する件 (22.3.31)	<p>住金物産㈱及び㈱QVCジャパンは、「カシミア&ウールノキャメル&ウール 掛布団」と称する布団(以下「本件布団」という。)について</p> <p>① 平成20年1月18日、平成21年1月31日、同年2月5日、同年8月20日及び同年9月11日に有線テレビジョン放送等を通じて放送した「QVC」と称するテレビショッピング番組において、例えば、平成21年9月11日に放送したものにあっては、「カシミア80%」との映像並びに「なんとぜいたくなキャメルとカシミアとメリノウールを使いました」、「これが真っ白なカシミアですよ。」、「このカシミアは柔らかくてあったかくて軽い。」、「どこのメーカーさんも、カシミアなんか使っているようなお布団って、なかなか出してこないですよ。」等との音声を放送すること</p> <p>② 平成21年1月31日ころから同年10月26日ころまでの間、QVCジャパンがインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「カシミア80%」、「カシミア&メリノウール2層式掛布団」と「キャメル&メリノウール2層式肌布団」を2枚合わせにしたぜいたくな掛布団。」、「軽くて保温性にすぐれたカシミア&メリノウールの掛布団」等と記載すること</p> <p>により、あたかも、本件布団の詰め物の原材料としてカシミアが80パーセント用いられているかのように示す表示をしていたが、実際には、本件布団の詰め物の原材料にカシミアは用いられていなかった。</p>	第4条 第1項 第1号

【参考】過去6年間の不当表示事件における景品表示法第4条各号の適用状況

(単位:件)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1号(優良誤認表示)	28	54	46	9	16	19
2号(有利誤認表示)	4	2	5	1	6	11
3号(指定告示)	4	1	9	2	2	0



(注)重複適用があるので、本表の合計は、事件数とは一致しない。